

滝川市営住宅等指定管理者募集要項

滝川市営住宅、滝川市特定公共賃貸住宅及びこれらの共同施設（以下「市営住宅等」という。）の設置の目的を効果的に達成するため、市営住宅等の管理を行う指定管理者を次のとおり募集します。

記

1 施設の基本方針等

（１） 施設の目的

滝川市営住宅は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく市営住宅及びその共同施設について、滝川市が健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としています。

滝川市特定公共賃貸住宅は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）に基づく特定公共賃貸住宅及びその共同施設について、滝川市が中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的としています。

（２） 管理運営の基本方針

公営住宅法や滝川市営住宅条例（平成9年滝川市条例第11号）をはじめとした関係法令等を遵守し、市営住宅等の設置目的に即した施設の効用を最大限に発揮させ、適切かつ効果的な管理運営を行うことを基本方針とします。

2 施設の概要

施設の名称、位置、構造等 市営住宅等 20団地 189棟 1,737戸

※詳細については、次の資料を参照すること。

- ・別紙1「滝川市営住宅所在地等一覧」及び「滝川市特定公共賃貸住宅所在地等一覧」
- ・別紙2「滝川市営住宅等共同施設所在地等一覧」
- ・添付資料1「滝川市営住宅構造一覧」
- ・添付資料2「滝川市特定公共賃貸住宅構造一覧」

なお、これらの住宅数等は、令和7年4月1日時点に基づくものであり、これとは別に指定期間内において滝川市公営住宅等長寿命化計画により新たに供給される又は用途廃止となる市営住宅等によって、管理の対象となる市営住宅等又は設備が増減することがあります。

3 申請資格

市営住宅等の指定管理者の指定に係る申請の資格は、次のとおりとします。なお、（2）のキについては、警察との連携により、必要な調査を行います。

（１） 団体であること。

ア 法人格の有無は問いません。

イ 申請は、複数の団体により構成されるグループで行うことができます。この場合においては、次の点に留意してください。

(ア) グループの代表となる団体を定め、グループ名で代表団体が申請すること。

(イ) グループの代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めない。

(ウ) グループの構成団体間で、指定管理者として行おうとする業務に関し、共同連帯して施行することを目的とする連合体協定書（別紙３）を締結すること。

(エ) グループの構成団体は、それぞれ次号の資格を有すること。

(2) 団体又はその代表者が次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項（同施行令における他の条において同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第11項の規定による指定の取消しを受けた者であって、当該事実があった日後２年を経過しないもの

オ 本市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者であって、当該事実があった日後２年を経過しないもの

カ 滝川市税及び消費税等（消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。）を滞納している者

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にあるもの又は役員（法人以外の団体の場合にあつては、当該団体の代表者）が暴力団の構成員等であるもの

(3) 滝川市内に事業所又は事務所を有する団体であること。

(4) ３年間以上の継続した賃貸住宅の管理業務（管理戸数200戸以上に限る。）を行なった実績があること。（ただし、(1)イに規定するグループで申請する場合は、グループを構成する代表団体及び構成団体のうちいずれか１団体が当該資格を満たしていれば指定管理者の指定に係る申請資格を満たすものとする。(5)～(7)において同じ。）

(5) 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和２年法律第60号）第３条第１項に規定する登録を受けている者

(6) １級建築士又は２級建築士の資格を有する者を配置すること。

(7) 甲種防火管理者及び甲種危険物取扱者又は乙種第４類危険物取扱者の資格を有する者を配置すること。

4 申請書の提出

(1) 指定管理者の指定の申請について

ア 市営住宅等の指定管理者の指定を受けようとする者は、滝川市公の施設指定管理者指定申請書（様式第１号）及び申出書（様式第２号）を提出してください。また、募集要項等説明会に参加する場合は、滝川市営住宅等指定管理者募集要項における募集要項等説明会参加申込書（様式第３号）を併せて提出してください。ただし、参加人数は、１団体につき２人までとし

ます。

イ 受付期間 令和7年9月1日（月）から令和7年9月12日（金）まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までに限る。

ウ 提出方法 提出先に持参してください。他の方法によるものは受付しません。

エ 申請後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

（2）指定管理者の指定の申請に係る申請資格証明書等について

ア 前号の提出をした者は、次の表に掲げる書類を提出してください。

書 類 名	部数
（1）事業計画書（様式第4号（その1）～（その4））	8部
（2）滝川市営住宅等収支計画書（様式第5号（その1）、（その2））	8部
（3）申請資格を有することを証する書類	
ア 定款又は寄付行為（法人以外の団体の場合にあつては、規約その他これらに類する書類及び構成員名簿）	2部
イ 法人に係る登記事項証明書	2部
ウ 団体及びその代表者（法人以外の団体の場合にあつては、代表者個人）に係る滝川市税の納付の確認についての同意書（様式第6号）	2部
エ 団体及びその代表者（法人以外の団体の場合にあつては、代表者個人）に係る消費税等に係る納税証明書（発行の日から起算して3月を経過する日までのものに限る。）	2部
オ ウ及びエの規定にかかわらず、滝川市税又は消費税等の納税義務を負わない者にあつては、該当しない旨を記載した申立書（様式第7号）	2部
カ 3年間以上の継続した賃貸住宅の管理業務の実績が確認できるもの（契約書又は協定書の写し）	2部
キ 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律による賃貸住宅管理業者の登録を受けていることが確認できる通知書等の写し	2部
ク 1級建築士又は2級建築士の資格の写し及び当該有資格者の雇用が確認できる書面	2部
ケ 甲種防火管理者及び甲種危険物取扱者又は乙種第4類危険物取扱者の資格の写し並びに当該有資格者の雇用が確認できる書面	2部
（4）申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書	2部
（5）前事業年度の収支計算書及び事業報告書	2部
（6）事業内容の概要説明資料（パンフレット等）	2部

注 この表に掲げるもののほか、グループによる申請の場合は、連合体協定書（別紙3）及び委任状を提出してください。なお、（3）～（6）に該当する書類については、代表団体と構成団体がそれぞれ提出してください。

イ 受付期間 令和7年9月12日（金）から令和7年9月30日（火）まで

ウ 提出方法 必要部数の申請資格証明書等及びその内容を記録した電磁的記録媒体（DVD-R又はCD-R）を、提出先に持参してください。また、他の方法による提出及び前号の書類を指定の期日までに提出していない者は受付しません。

5 申請に関するその他の事項

- (1) 提出された申請書類の内容は、明らかな誤り又は軽微な事項を除き、変更することはできません。
- (2) 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (3) 滝川市が指定管理者の選定に関し必要があると認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。
- (4) 申請書類は、理由のいかんにかかわらず、返却しません。
- (5) 申請書類の著作権は、申請者に帰属しますが、滝川市が指定管理者の選定結果の公表等に必要な場合には、提出書類の内容を無償で利用できるものとします。
- (6) 申請書類は、滝川市情報公開条例（平成9年滝川市条例第6号）に基づく情報公開請求により公開されることがあります。
- (7) 申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。
- (8) 滝川市が提供した資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じるとともに、この検討の目的内であっても、滝川市の承諾を得ることなく、第三者に対し使用させ、又は内容を提示することを禁じます。
- (9) 同一の団体が複数の申請をすることはできません。また、単独で申請した団体が他のグループの構成団体として当該施設の指定管理者に申請すること及びグループとして申請した構成団体が単独で、又は他のグループの構成団体として当該施設の指定管理者に申請することはできません。

6 選定の基準

選定に当たっては、次に掲げる基準を重視して審査します。なお、外部監査、社外監査役の導入又は監査役等に公認会計士や税理士が就任しているなど、客観的な監査が行われている場合は加点評価します。

- (1) 事業計画書の内容が、利用対象者の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られているものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

7 管理の基準

(1) 指定管理者事務所の開所日及び開所時間

指定管理者事務所の開所日及び開所時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までを基本として、指定管理者が滝川市の承認を得て定めるものとします。ただし、緊急時には速やかに適切な対応をするものとします。

(2) 関係法令の遵守

次に掲げる法令及びこれらと関連する法令等並びに条例等を遵守して業務を遂行するものとします。

- ア 地方自治法
- イ 公営住宅法
- ウ 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律
- エ 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- オ 所得税法（昭和22年法律第27号）
- カ 消防法（昭和23年法律第186号）
- キ 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ク 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
- ケ 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律
- コ 滝川市営住宅条例
- サ 滝川市営住宅条例施行規則（平成9年滝川市規則第28号）
- シ 滝川市特定公共賃貸住宅条例（平成15年滝川市条例第11号）
- ス 滝川市特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成15年滝川市規則第44号）

（３） 個人情報の取扱い

- ア 指定管理者には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項第2号の規定により、滝川市と同様の安全管理義務（保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置）を講じなければなりません。
- イ 指定管理者の役員及び従業員には、業務上知り得た個人情報を第三者に漏らしたり、不当な目的に使用しない旨の守秘義務が課せられ、これに違反したときは、拘禁刑又は罰金の処罰が課せられます。（指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は職務を退いた後においても、同様です。）
- ウ 個人情報の保護に関する法律に基づき、滝川市を通じて、管理業務の実施に当たり保有する個人情報の開示又は訂正等の請求があったときは、速やかにこれに応じるものとします。

（４） 公正な職務の執行の確保

- ア 市営住宅等の管理業務に従事する者は、滝川市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成21年滝川市条例第6号）に規定する職員等に該当し、その管理業務の運営上における法令等の違反、市民の生命、身体、財産又は生活環境に重大な損害を与える行為その他の社会的相当性逸脱行為について、滝川市公正職務審査会に公益目的通報ができる対象となります。
- イ 指定管理者は、管理業務に従事する者に対し、滝川市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の主旨、内容及び権利等の周知を毎年行うとともに、同条例に基づく市長等及び滝川市公正職務審査会などが行う調査の協力に応じるものとします。
- ウ 指定管理者は、管理業務に従事する者が公益目的通報をしたことを理由として、通報した者に対し、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとします。
- エ 指定管理者は、管理業務に従事する者に対して、法令等の遵守に関する研修を毎年実施しなければなりません。

（５） 情報公開

滝川市情報公開条例に基づき、滝川市を通じて、管理業務の実施に当たり保有する文書の公開等の請求があったときは、速やかにこれに応じるものとします。

（６） 文書の管理・保存

- ア 管理業務の実施に当たり作成し、又は取得した文書については、滝川市文書事務取扱規程

(平成4年滝川市訓令第3号)の規定の例により、適正に管理・保存することとします。

イ 指定期間終了時又は指定取消し時には、その指示に従ってこれを滝川市に引き渡していただくことになります。

(7) 環境への配慮

管理業務の実施に当たっては、次のような環境への配慮に留意してください。

ア 環境に関する諸法令を遵守し、環境や人に影響を及ぼす事故を未然に防止すること。

イ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）の各規定を遵守するとともに、市が行う諸施策に協力すること。

ウ 環境に配慮した商品・サービスの購入の推進並びに廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理を図ること。

エ 利用者等への環境の保全及び創設に関する情報提供や業務に携わる者への教育及び学習を推進すること。

オ 電気、ガス、ガソリン、上下水道等のエネルギー使用量の削減に努めること。

(8) 業務の一括委託の禁止

管理業務は、その全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはいけません。ただし、その一部について、あらかじめ滝川市が認めるときは、この限りではありません。

(9) 市内における再委託、調達等

管理業務の実施に伴い、再委託、物品の調達等を行うに当たっては、滝川市経済の活性化及び市内企業育成のため、滝川市内の企業を最優先に活用してください。

8 管理業務の範囲

指定管理者が行う主な業務は次のとおりとし、その業務の詳細については、別添「滝川市営住宅等指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとします。

(1) 市営住宅等の管理運営に関わる業務

(2) 市営住宅等及び設備の維持管理に関する業務

(3) 市営住宅等の修繕に関する業務

(4) 市営住宅使用料等の収納に関する業務

(5) 市営住宅等の管理運営に関わる業務に付随する業務

(6) 前各号に掲げるもののほか、施設の設置目的を達成するために市長が必要と認める業務

※市営住宅使用料等の収納に関する業務については、指定管理者として指定した団体と別途収納業務委託契約を締結します。ただし、当該収納業務の予算に係る議会の承認を得られなかった場合においてはこの限りではありません。

9 利用料金に関する事項

地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金制度は適用しない。

10 管理業務に要する経費

(1) 指定管理者の収入及び業務に必要な経費

滝川市は、指定管理者に対して、管理業務に必要な経費を、予算の範囲内で、負担金として支払います。

ア 負担金の金額及び支払時期については、指定管理者と協議の上、協定において定めます。

イ 滝川市が3年間で支払う負担金上限額は、以下のとおりとします。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	負担金 上限額
110,319,000円	105,554,900円	105,200,700円	321,074,600円
内消費税及び地方消費税相当額			
10,029,000円	9,595,900円	9,563,700円	29,188,600円

ウ イの「負担金上限額」とは、施設の管理運営に当たり、最低限実施すべき業務に必要な経費の見込額であり、滝川市が指定管理者に支払う負担金の上限となる額です。負担金の額は、この負担金上限額を基に原則その範囲内で、指定管理者が申請時に提案した額を基本として、滝川市と指定管理者が協議して定めることになります。

エ 管理業務を適切に実施する中で事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めません。また、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合であっても、原則として補填は行いません。

オ 管理業務に係る経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で適切に管理し、施設の管理業務に係る経理とその他の業務に係る経費を区分して整理してください。また、資金の収支に係る経理事務の遂行に当たっては、出納責任者と現金取扱者をそれぞれ選任し、書面をもって滝川市に通知してください。この場合において、出納責任者と現金取扱者は、同一の者であってはなりません。

(2) 修繕・改修及び備品等

ア 市営住宅等の長寿命化、居住性向上など国等が実施する交付金事業又は補助事業の対象となる改修は滝川市の負担とし、その他の修繕に係る費用については仕様書に定めるとおりとします。

イ 滝川市が備え付ける備品は、仕様書別表第6に定めるとおりとし、指定管理者に無償で貸与します。

ウ 仕様書4(1)アに定める一般修繕及び仕様書4(1)イに定める退去修繕については、1件につき50万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては、滝川市とあらかじめ協議を行い、これによる滝川市の指示に従い実施するものとし、1件につき50万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては、指定管理者の判断により、指定管理者の費用と責任において実施するものとします。

エ 負担金のうち、一般修繕に係る費用として43,897千円／年、各年度における仕様書4(1)ウに定める計画修繕に係る費用として、令和8年度12,693千円、令和9年度8,766千円、令和10年度8,444千円程度を見込んでいますが、仕様書に基づき指定管理者において適切な費用を積算して、実施してください。（これらの費用については、消費税及び地方消費税相当額が含まれていません。）

オ 修繕等により生じた更新施設等は、全て滝川市に帰属するものとします。

カ 仕様書に定められている備品以外の物品で、指定管理者が必要とするものは、指定管理者の負担で調達していただきます。なお、調達した物品については、指定管理者に帰属するものとします。

(3) 事故、火災等

ア 施設そのものの欠陥又は地震等の天災により事故、火災等が発生した場合は、当該事故の処理に要する費用については、滝川市の負担とします。

イ 滝川市では、全国市長会市民総合賠償補償保険に加入しており、指定管理者もこの保険の被保険者となりますが、支払限度額があるほか、指定管理が行う自主事業並びに建物内での損害及び建物に起因する損害は補償対象外となります。（市営住宅等の敷地内の広場及び児童遊園並びに居住目的以外の独立した建物に起因する賠償責任は対象となります。）また、指定管理者の責めに帰すべき理由により、入居者、第三者又は滝川市に損害を与えた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければなりません。したがって、指定管理者は昨今の損害賠償請求訴訟等の賠償額等の動向を踏まえ、市と協議の上、指定管理者の責任及び判断の下、必要な各種保険に加入してください。

なお、滝川市が加入する全国市長会市民総合賠償補償保険の支払限度額は次のとおりです。

身体賠償 1名につき 1億円 財物賠償 1事故につき 2,000万円
1事故につき 10億円 免責金額 なし

（４）滝川市と指定管理者とのリスク分担

前号に掲げるもののほか、滝川市と指定管理者との責任分担については、次の表のとおりとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		滝川市	指定管理者	分担（協議）
物価変動	経済情勢の激変その他予期することができない特別の事情			○
	それ以外のもの		○	
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇等による資金調達費用の増加		○	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
	上記以外の一般的な法令の制定、改正等によるもの		○	
税制変更	管理業務に直接影響を及ぼす新税の創設、税制改正等（消費税率の変更を含む。）によるもの			○
	上記以外の一般的な新税の創設、税制改正等（法人税、事業所税など）によるもの		○	
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得又は更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得又は更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
市議会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期			○
管理運営の中断・中止	市に帰責事由のあるもの	○		
	指定管理者に帰責事由のあるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設等の損傷	市に帰責事由のあるもの	○		
	指定管理者に帰責事由のあるもの		○	
	交付金事業によるもの	○		
	計画修繕によるもの		○	

	一般修繕によるもの（入居者の責めによるものは除く。）		○※1	
	退去修繕によるもの（入居者の責めによるものは除く。）		○※1	
	被害者又は他の第三者等に帰責事由のあるもの			○
利用者等への 損害賠償	市に帰責事由のあるもの	○		
	指定管理者に帰責事由のあるもの		○	
	市と指定管理者の両者に帰責事由のあるもの			○
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備によるもの	○		
指定の終了等	指定管理者の指定期間が終了した場合又は指定を取り消した場合 の撤収に関するもの		○	
不可抗力※2	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中断			○

※1 入居者の責めによるもののうち、当該入居者に資力が無い場合については、協議事項とする。

※2 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、地すべり、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなど

11 管理業務の範囲外の業務

（1）自主事業の提案

指定管理者は、市営住宅等の設置目的に合致し、かつ、管理業務の実施を妨げない範囲において、自らの責任と費用により市営住宅等を活用し、独自に企画・計画した自主事業を提案しなければなりません。これを実施する場合には滝川市の承認を事前に得ることになります。この場合、収支計画書にその事業に係る収入及び支出を計上することにより、滝川市が支払う負担金の縮減に充てることができます。

（2）行政財産の目的外使用許可

指定管理者が自らの提案に基づいた飲食・物販等の自主事業を行うに当たっては、滝川市の使用許可を得た上で行政財産の目的外使用許可に係る使用料の支払が必要になる場合があります。

12 指定期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

13 募集要項等説明会の開催

（1）日 時 令和7年9月18日（木）午前11時00分から

（2）場 所 滝川市大町1丁目2番15号 滝川市役所 3階 301会議室

（3）参加方法 4 申請書の提出（1）のとおり。

（4）その他 説明会に出席する際は、この募集要項及び仕様書を滝川市のホームページからダウンロードし、持参してください。

14 質問の受付及び回答

（1）受付期間 令和7年9月1日（月）から令和7年9月22日（月）正午まで

（2）質問方法 様式第8号「滝川市営住宅等指定管理者募集要項等に係る質問書」に必要事項を記載し、電子メール、ファクシミリ又は持参により提出してください。（持参の場合

合は、土曜日、日曜日及び祝日以外の日)の午前8時30分から午後5時15分まで)

電子メールの際は、件名を「【指定管理者質問】」とすること。なお、電話及び口頭での質問は、受け付けません。

- (3) 回答方法 受け付けた質問に対する回答を取りまとめた上で、令和7年9月24日(水)頃に滝川市のホームページに掲載します。

15 審査及び選定

(1) 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、滝川市が設置する指定管理者選定職員会議において、申請者のうち、申請資格の要件を満たす者について審査を行い、選定基準に照らして最も適当と認める団体を候補者として選定します。なお、審査の結果、候補者なしとする場合もあります。

(2) 申請者に対する聴き取り調査

滝川市は、選定に際し、必要に応じて聴き取り調査を行うことがあります。この場合における日程等については、別途申請者に連絡します。

(3) 選定結果のお知らせ

選考の結果については、令和7年11月上旬までに申請者全員に文書で通知します。また、令和7年12月上旬までに滝川市のホームページに選定結果の概要を公表します。

(4) 次点候補者と協議を行う場合

指定管理者の指定については、令和7年第4回滝川市議会定例会における議決を経て指定することとなります。指定管理者の指定について議会の議決を経るまでの間に、指定管理者の候補者がこの要項に定める事項に違反したとき、若しくは協議が成立しないとき、滝川市議会が指定に係る議案を否決したとき、又は指定管理者の指定を取り消したときは、指定管理者の候補者の選考において次点候補となった団体を指定管理者の候補者として協議を行う場合があります。

(5) 協定の締結

指定管理者を指定したときは、滝川市と指定管理者は協定書(案)(別紙4)により協定を締結します。なお、協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、滝川市と指定管理者の双方が誠意を持って協議することとします。

16 その他の事項

(1) 接触の禁止

この施設の選定等に係る業務に関係する滝川市の職員との接触により、申請及び選定についての情報を不正に入手する等の事実が認められた場合、失格や指定の取消しをすることがあります。

(2) 管理業務の継続が困難になった場合等の措置

指定管理者は、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに滝川市に報告することとし、その場合の措置については、次のとおりとします。

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により管理業務の継続が困難になったとき、又はそのおそれが生じたときは、滝川市は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合において、指定管理者がその期間内に改

善することができなかった場合等には、滝川市は、指定管理者の指定の取消し又は管理業務の全部又は一部の停止を命じる場合があります。

イ 指定が取り消された場合等の賠償

アにより指定管理者の指定が取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、滝川市に生じた損害を賠償しなければなりません。

ウ 不可抗力等による場合

不可抗力その他滝川市と指定管理者の双方の責めに帰することができない事由により管理業務の継続が困難となった場合は、滝川市と指定管理者は、管理業務の継続の可否等について協議し、継続が困難と判断した場合は、滝川市は、指定管理者の指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることができることとします。

17 申請書及び添付書類の提出先（問い合わせ先）

滝川市建設部建築住宅課公営住宅係

滝川市大町1丁目2番15号

電話 0125-28-8041 / FAX 0125-22-1013

Eメールアドレス jutaku@city.takikawa.lg.jp